

第1章 本計画について

1. 計画策定の背景

成年後見制度は、認知症、知的障がいその他の精神上の障がいによって物事を判断する能力が不十分な方(以下「本人」という。)の日常生活を法律的に支援する制度のことです。

お金の管理ができなくなったり、障がいのある家族の今後が不安なときなどに、成年後見人・保佐人・補助人・任意後見人(以下「成年後見人等」という。)が財産の管理を行うとともに本人の意思をできるだけ丁寧に汲み取ることなどにより、本人の生活や権利を守ります。また、財産の管理または日常生活等に支障がある方を地域社会全体で支え合うことは、喫緊の課題であり、成年後見制度はそのための重要な手段です。

しかしながら、制度の必要性の高まりに対して、成年後見人等への支援体制が不十分で、意思決定支援や身上保護等の福祉的な視点に乏しい運用があるなど、利用者が制度を利用するメリットを実感できず、必要な方が制度を利用できていないという実態があります。

こうした状況を踏まえ、国は、成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成28年5月13日施行(以下「成年後見制度利用促進法」という。))を制定するとともに、成年後見制度利用促進基本計画(以下「国の計画」という。)を閣議決定(平成29年3月24日)しました。

成年後見制度利用促進法において、市町村は、国の計画を勘案して、基本的な計画を定め、必要な措置を講ずるよう努めることとされています。

これを受け、本市では、地域共生社会の実現に向け、尊厳のある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加できるようにすることを目的に、「市川市成年後見制度利用促進基本計画」を策定するものです。

成年後見制度利用促進法における成年後見制度の基本理念

①ノーマライゼーション

成年被後見人等が、成年被後見人等でない人と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい生活を保障されるべきこと。

②自己決定権の尊重

障害者の権利に関する条約第12条の趣旨に鑑み、成年被後見人等の意思決定の支援が適切に行われるとともに、成年被後見人等の自発的意思が尊重されるべきこと。

③身上の保護の重視

本人の財産の管理のみならず、身上の保護が適切に図られるべきこと。

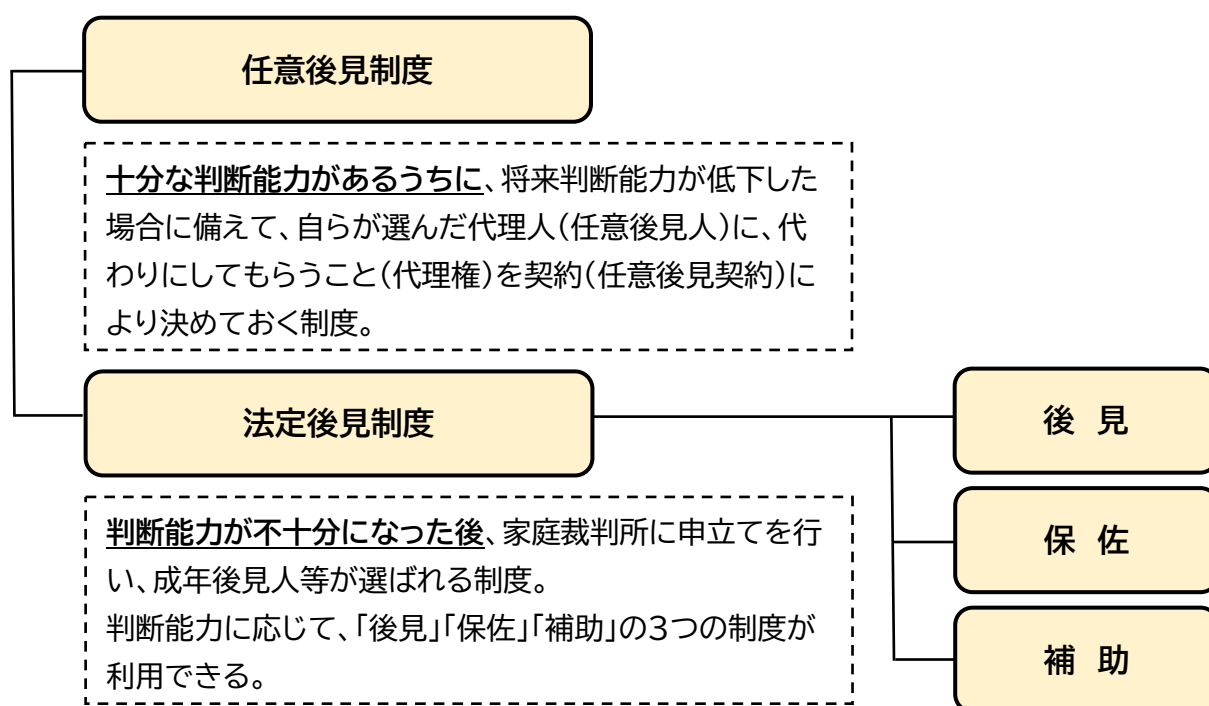
2. 成年後見制度

成年後見制度は、「任意後見制度」と「法定後見制度」の2つに分けられます。

「任意後見制度」は、十分な判断能力があるうちに、将来判断能力が低下した場合に備え、自らが選んだ代理人(任意後見人)に、代わりにしてもらうこと(代理権)を契約(任意後見契約)により決めておく制度です。

「法定後見制度」は、判断能力が不十分になった後、家庭裁判所に申立てを行い、成年後見人等が選ばれる制度です。また、「法定後見制度」は、判断能力の程度に応じて、さらに「後見」、「保佐」、「補助」の3つの類型に分けられます。

■成年後見制度の種類



●任意後見制度の利用促進(「第二期成年後見制度利用促進基本計画」一部抜粋)

人生設計についての本人の意思の反映・尊重という観点から、任意後見制度が積極的に活用される必要がある。そのため、適切な時機に任意後見監督人の選任がされることなど同制度が適切かつ安心して利用されるための取組を進める。なお、任意後見制度は、私的自治の尊重の観点から、本人が自ら締結した任意代理の委任契約に対して本人保護のための必要最小限の公的な関与を制度化したものである。そのため、任意後見制度の利用促進は、周知・助言を中心とした関係者の連携と役割分担の下で行うことが適切である。

権利擁護支援チームによる見守りで、任意後見契約の委任者である本人の判断能力が低下しているなど権利擁護支援が必要なケースを発見した場合は、任意後見受任者に任意後見監督人の選任の申立てを促し、これが困難な場合には法定後見開始の申立てを検討するなど、必要な支援につなげる必要がある。

■法定後見制度の類型

		後見	保佐	補助
対象となる方		判断能力が欠けているのが通常の状態の方	判断能力が著しく不十分な方	判断能力が不十分な方
申立てができる人		本人、配偶者、四親等以内の親族、検察官、市区町村長など		
成年後見人等の権限	必ず与えられる権限	財産管理についての全般的な代理権、取消権(日常生活に関する行為を除く)	特定の事項 ^{※1} についての同意権 ^{※2} 、取消権(日常生活に関する行為を除く)	—
	申立てにより与えられる権限	—	特定の事項 ^{※1} 以外についての同意権 ^{※2} 、取消権(日常生活に関する行為を除く) 特定の法律行為 ^{※3} についての代理権	特定の事項 ^{※1} の一部についての同意権 ^{※2} 、取消権(日常生活に関する行為を除く) 特定の法律行為 ^{※3} についての代理権
制度を利用した場合の資格などの制限		株式会社の取締役等の地位を失うなど ^{※4}		—

※1 民法第13条1項に掲げられている借金、訴訟行為、相続の承認や放棄、新築や増改築などの事項をいいます。ただし、日用品の購入など日常生活に関する行為は除かれます。

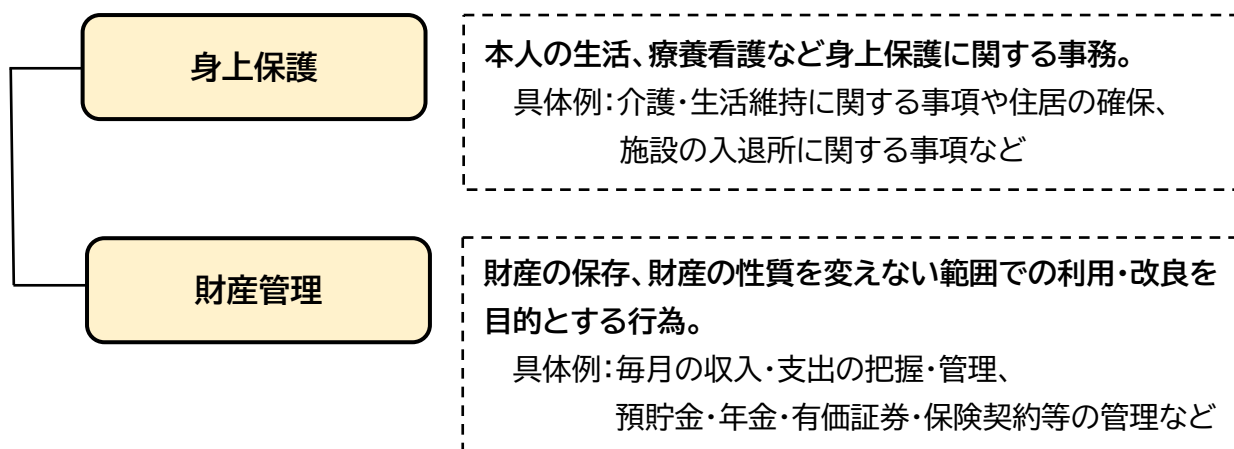
※2 本人が特定の行為を行う際に、その内容が本人に不利益でないか検討して、問題がない場合に同意(了承)する権限です。保佐人、補助人は、この同意がない本人の行為を取り消すことができます。

※3 民法第13条1項に掲げられている同意を要する行為に限定されません。

※4 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年12月11日公布)において、株式会社の取締役等が後見等開始の審判を受けた場合には、取締役を選任された時点と判断能力等の点で前提が異なることになるため、一旦は取締役等の地位を失いますが、その後、株主総会の決議等の所定の手続きを経ることで、再び取締役に就任することができます。

■成年後見人等の職務

成年後見人等の職務は大きく分けて「身上保護」と「財産管理」があります。



3. 計画の位置づけ

(1) 計画の法的根拠

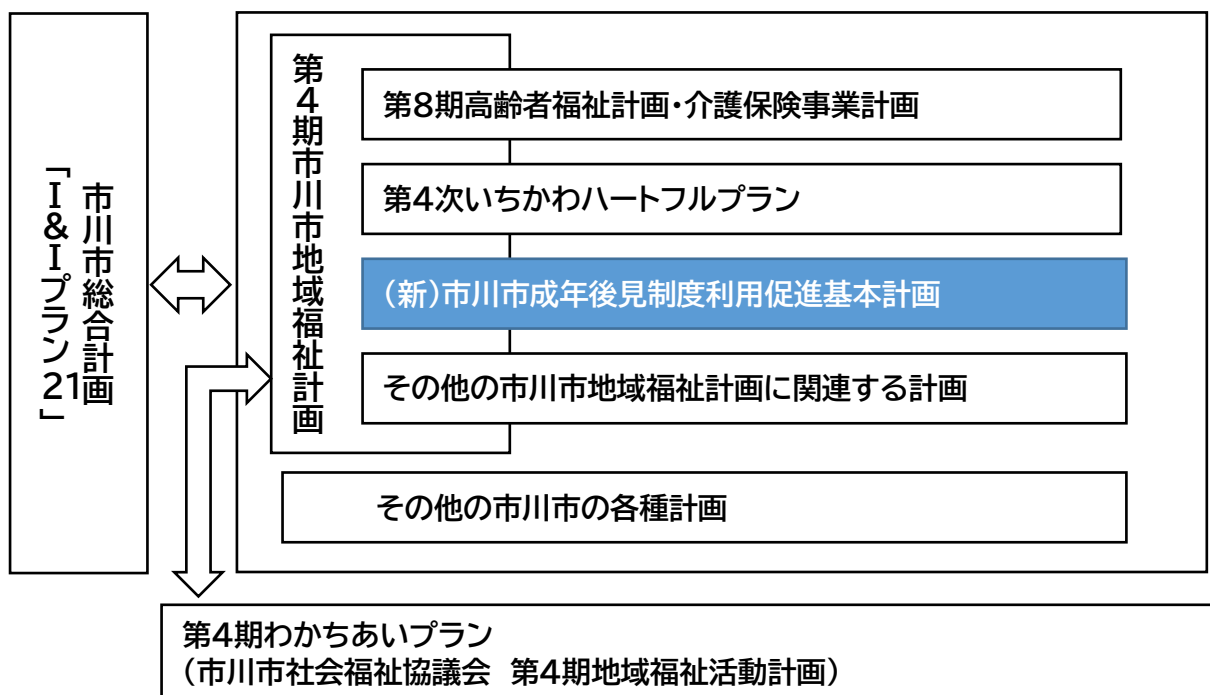
本計画は成年後見制度利用促進法第14条第1項に規定する基本的な計画に位置付けます。

成年後見制度利用促進法抜粋
(市町村の講ずる措置)
第十四条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(2) ほかの計画との関連性

本計画は、地域における高齢者、障がい者、児童等の福祉に関して、共通して取り組む事項を盛り込んだ福祉分野の上位計画である「第4期市川市地域福祉計画」と一体的に取り組み、市民の権利擁護の充実に向けて、その手段の一つである成年後見制度をより有効に活用するための施策を取りまとめた計画です。

なお、本計画策定にあたっては、「第8期高齢者福祉計画・介護保険事業計画」、「第4次いちかわハートフルプラン(市川市障がい者計画)」、その他関連する個別計画とも整合性を図っています。



4. 計画期間

本計画は、高齢者や障がい者などの分野を横断的に取り組む基本的な計画であることから、計画期間を令和5年度の1年間とし、令和6年度からは市川市地域福祉計画に統合します。

